

「安全保障貿易管理」に係る手続きについて

「安全保障貿易管理」とは日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な「物」・「技術」を、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団に渡さないようにする制度です。規制対象になっている「物の輸出」、「技術の提供」等を行うには、経済産業省の許可が必要です。許可が必要なものについて無許可で輸出・提供すると、法律に基づき刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

大学においては、研究活動における国際交流や外国人研究者・留学生等への技術提供などが規制の対象となる可能性があります。安心して研究・教育を行うためにも安全保障貿易管理は必要であり、一人一人の意識と行動が重要となります。

本学では、平成 22 年から産学連携・知的財産本部において、学内研究者への啓発活動、海外出張の際の適正管理チェックシート、外国人研究者・留学生等を受け入れる場合の事前届出書の提出等を実施してきたところですが、より適切な管理体制を構築するため、規程及び実施細則を制定しました。

海外への技術提供、貨物の輸出、外国出張、外国人の受入等を行う場合、下記を参考に手続き書類を研究支援課までご提出ください。

なお、海外出張する場合は、「安全保障輸出管理チェックシート（外国出張・海外研修用（様式第 4 号））」を海外研究伺と併せて提出していただきますようお願いします。

<学内様式集に掲載しています>

安全保障輸出管理に係る提出書類

No.	事 例	手続き書類	必要に応じて提出する書類	追加必要書類
1	技術の提供又は貨物の輸出を行う場合	輸出管理チェックリスト（様式第 1 号） 該非判定書（技術）（様式第 2 号の 1）又は該非判定書（貨物）（様式第 2 号の 2）		該非判定等により、取引審査が必要と判断された場合 取引審査票（様式第 3 号）
2	外国出張又は海外で研修を行う場合	安全保障輸出管理チェックシート（外国出張・海外研修用）（様式第 4 号）	様式の「2. 提供技術のチェック」で適用除外の該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第 8 号）も提出	審査の結果、技術の提供又は貨物の輸出を行う場合に該当することが判明したときは、No.1 の手続を行う。
3	外国人研究者を受け入れる場合	安全保障輸出管理チェックシート（外国人研究者受入用）（様式第 5 号の 1） 安全保障輸出管理に関する誓約書（様式第 9 号）	様式の設問 10 で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第 8 号）も提出	
4	外国人留学生を受け入れる場合	安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生受入用）（様式第 5 号の 2） 安全保障輸出管理に関する誓約書（様式第 9 号）	様式の設問 10 で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第 8 号）も提出	
5	特定類型該当者を受け入れる場合	安全保障輸出管理チェックシート（特定類型該当者受入用）（様式第 6 号）	様式の設問 10 で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第 8 号）も提出	
6	外国の研究機関と共同研究・受託研究を行う場合	安全保障輸出管理チェックシート（共同研究・受託研究用）（様式第 7 号）	様式の設問 4 で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第 8 号）も提出	
7	教職員を新たに採用する場合	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書（様式第 10 号）		

《参考》

懸念国： イラン、イラク、北朝鮮

国連武器禁輸国： アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、
レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

外国ユーザーリスト機関： (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>)
を参照

※ロシアによるウクライナへの侵略に対し外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出入禁止措置が導入されています。

詳細につきましては、経済産業省 安全保障貿易管理**Export Control***

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/> でご確認ください。

令和2年4月に配付しました「産学連携・知的財産ハンドブック【第3版】」第12章（49頁）に安全保障貿易管理について記載しています。ご参照ください。

不明な点や経済産業省への許可申請が必要と考えられる場合は、研究支援課までご相談ください。

【問合せ先】

研究支援課 産学連携係（内線 4048・8312）